三、役員ノ改選（第十九條第一項ノ事項）

四、解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

五、其ノ他必要ト認メラルル事項

第三條　本會ノ事務所ハ東京市麹町區西山鎌工町（六七ノ一七）ニ置ク

第四條　本會ノ資産ハ左ノ通リトス

一、基本財産　二口ノ内

一、財團法人　ちゑも子ノ財産

第五條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條　本會ノ會計ハ理事ノ中ヨリ會長ノ定ムル者一名ヲ以テ之ヲ擔當ス

第七條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ左ノ通リトス

一、金錢出納簿

一、財産目録

一、會計報告書

第八條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ會計擔當者ニ於テ之ヲ保管ス

第九條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十一條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十二條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十三條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十四條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十五條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十六條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十七條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十八條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十九條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第二十條　本會ノ會計ニ關スル帳簿ハ毎年三月三十一日ニ於テ閉鎖シ會計擔當者ニ於テ之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス